花實義理記

四

へ遠13
665
8

遠門
號 665
巻 4

花実義經記

目録　四之巻

作者其磧

明治三十八年九月十一日購求
好文堂

はつ恋そめ実の義経吉野紙
若元七寺けうてん陰もぬ竹のこ
京うつの義用ちごゝろ
うめのみ掛さ山と火落

師匠の前でい[illegible]
大めり神とうり美よ[illegible]
[illegible]へ[illegible]
泉石のいさぎく仏合ぬ備の隙を
手池の序物三世[illegible]仏[illegible]
命[illegible]法師の色[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
学問前に人の[illegible]の陽里

古へ[illegible]実[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

と称し一の祝宴やうう為傳るに南平ちこよりかひ（五つ）
男色のたくみをうけ南山の一老和義せうく楊川林泉
下の住まんをうけ志のびくよ出あひ〜と一きの耳よ入て二き
ゆ立接せうを為傳と源産の安倉よ和をかくされ〜を安倉よ
ぞんぜ和義よて一老のちへ為びへ抜林泉が称へ〜間と和髪を
そりおとし〜男ゆ〜て伽ゆ〜を抜傳がさとかくれ一山寄居
今五九為年サ文ケ条をよきて南山を今日迄ちをまり
ひきうるきみよりてこりけれ月へ今祝源氏の代とす〜ひ
大名とうて和よ廣くちうて〜ちるよう〜而りあるび〜ゆ
むう〜のうけとおとひ出ぜひたのこそ〜あられゃんあこな
この方とんぎ〜ふと為ぞ和義ちそ内よかくる事をもむとへよ

義を楊現の山へ合とあるられへ為傳が身れと牧へと小藤をかく
めゆうとんぎかうられで判官と源弁慶ゆ伽をうけ
ん南の的ちがひあこれをそこそこうる判官よ和義して
仕合れうへ対へ和よかぎうとうもうとうれ家強も南為
ちくかう〜まる武義伽ぎ為ぎ和〜れ抜よをく坪も傳よてうる
法師和義ちひ傳を為南ゆ〜ては雅ゆを銭ちれへうをを都へ
つう〜て雅美をうけんとをつと出傳へ南山をちう為ゆ和義
をたのまんとあよ和へなのぼうゆへをとのゆ〜ゆを為幸ひくれ
ゆ及びの為ゆ今祝へ源力師判官義経云とゆて日本国の
を為三千三ケ為へ牛傳のゆ〜為でをうゆ若元の為ひ山れ大傳
正よゆゆとゆみゆう野ゆ為ひえの山ゆとものをれ大地をへて

まぎれん仏ゝ堂家をやゝく方石ごりの大石あたを陸へ老
仏の彼方に乗付若もをけ下向あるべきさろ色よ和伝へ都へ
来るべし判官殿よ山中まで御同よかるは地蔵ゝ堂のと言こ
と玉実書たよ一樹伝ゝ多と落下へ飛ぶろ逆さ申よるてたて
ちたるのちれいをしで童のぼゝ堂よおつゝれ堂伝ゝまあやゝろ
柏ぎとるゝ山ゝれば法師ゝの舞見れ山ゝ西をゝとれ大ゝ山ゝ脱び
ゝろゝゝば船のお屋敷へ来ゝ海ゝ山ゝ来ゝ山ゝれ所猿をゝイ
といひけるゝ堂家よおぐゝしひるまで所猿ひとで断り
ぎゝとゝゝゝゝくゝゝゝ

師匠の前へ揃合が高ゝ山性坊云
吉野の山ゝまむゝ猿れ猿師ゝ為ゝ猿ゝ猿ゝひよ

やゝれし時猿師ゝ云ゝ先へ同ゝ山ゝ今ゝ猿のゝきと牙ゝむ猿
ゝ山ゝ者ゝ山ゝ山ゝ山

ちの男のり出家立ち南山の新人の呼びて仏へまいらせんとおもはば
ものさうとゐねたれば第四の学生ここに年まそひめうん護衛あるものら
ゝとおもひてきあるかうの院に谷人解ぶまつり一夜も宿りたまを
あるよりはく京洛平城まふく学合わり山今日この外地
えがうはあくをを新人よりれ京中ものぶとうあるひまちぬ
四あるゝ下山ものさうべ。ほよ女中と共に乃松かるひゝ一もより上人
女人禁制のやそいらくゆりのへといはそくるひろ。お伝もを
をやてかとゐゝわきれてあるつぎ久。ここを山楽。京洛たが
山ものゝ一常をを女まゝとりてわらぶ智慧ふるき新来よもやはぬ
下山いるきれまゝ一夜をもむるとと護衛あるゝ山解あるとはこ
つるやれ来の山猟をよいたる女ゝるゝ方後とあるるれ。元寺のあるを

ものさうををれ山面参。仏ゝ参るとのとくあるゝ元ゝ
ふゝ女人禁制とゝあるそのべるひ私信乃をとあい
ものゝ用きいゝ年つれいをづるゐと中判して若元ものゝ
そるゝ面山よ女性ををとゝくれ出山ものれるゝ浮
乳房をを駆ゝふゝ新来れ信濃あるを元ゝ
ゝ新来いるゝとうゝ人患者ゝ家元の三業とゝ三人九月代を
判事をづるゐとをるれんやとゐるゝるとあもせをいゝ行ん
やとうゝ人新来ゝあ事をゝ尼ものれををあるを実酒
の中今一度ものよゝるゝ乃ゝ年ものゝ女の一分
ゝをれゝゝものをゝるゝひゝのせゝ女人とあれゝ出伝もを中
を抜ゝれ元ゝ伝ゝ。ゝを中判乃出。月代を行ゝ元

うちとつうふ美ガ人ゝ仕ニ戸出伝ガ拙指とさ〻せおりきがら
をと男れでくをを一て山へこと〻ちうちうしけハ若月サ六日也
法重の行ひとて〻元氏ガ
あひぬ法師生ちづく若元あるよんとれひおとでまつてあれやう
ガ美ガ人ゝ山ニまゝ〻若ガ性なれ申ちうハ切来ハぬこ法ガ
いう行もつうちとべ西氏ク方ゝとをとんハ通ニ法ガまんガちを
ひ法師ゝあの廻ニまりハ物ちのあるニ者物ニ〻そうこかつて
法氏ゝまちうひ方ゝ来てたゆれと猫をひけハ法ガうう大の法師とい
ちるゝあれ性ちう坊主ちゝ加ガ〻てたゝこれのつが西ちう者ゝふ
性ニ人ゝ髪ニちの小ニ長ガ元まゝ〻ニ未ちう猫のゆう方男と
ゝハをうあ法師武者元のゆうをちゝ申けハ〻れうハ猫と

ぬうちうまゝあてあつかくいゝ和ハ接門の禅師学徒とそ学力ハ
をうれたかハ一山ゝおゝつゝくりのハう一西氏ウ方ゝ来れゝハ
れ坊主ゝハ物ちちうまゝあゝとゝいさは方ゝをうしろ
抱ゝてむゝひうまゝそゆうんとちう氏ちうをゝて〻那
法ちうさゝ山ニ長ガ西の氏ク〻ゝけるゝ〻ゝ氏ガ〻ちう
京ゝそゝちの性者ニ者ニ方ゝ山ゝ〻ゝ和ゝ元来
者ゝ山ゝ和者ニ見れちのちれハ〻あちを者氏ゝよ氏ク氏ちう法
の和ちを和ゝ〻ちうゝ〻ハ〻ゝ人ゝ〻ゝ氏ゝ人ゝ氏ゝ法ゝ者ちう
ゝちとう方ゝつちうゝ〻ハ〻ゝ法ゝ者ゝ〻ゝ法ゝ法ゝ者ゝ〻ゝ法ゝ
ゝ者ゝ法ゝ者ゝ〻ゝ法ゝ者ゝ〻ゝ法ゝ者ゝ〻

山ふかき谷をたづねてもとめあるかんの男ども五
三人の縁ゆかりをたづねてもとめて老たるとあれば宮
山ふかき谷をたづねてもとめあるかんの男ども五
人の縁ゆかりをたづねてもとめて老たるとあれば宮
殿方へ参りてさいはひとなりぬべきかたちをもとめ
あるかんの男ども五人の縁ゆかりをたづねてもとめて
老たるとあれば宮殿方へ参りてさいはひとなりぬべ
きかたちをもとめ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
四三世と勢ろ仏世者元
かくて[illegible]事の種と[illegible]つさ世月川[illegible]眼色衣をとし[illegible]書ち紅
をつまして世ると[illegible]れいちづく[illegible]ひとさとしまとつけ世て宥性
ひ所ぐ事くあさち上[illegible]くたの切ぐて学文所ニ悪びのさ
ゴしに[illegible]ろ人ちどに[illegible]ちーや[illegible]ろ人[illegible]
ゆ[illegible]人こむ[illegible]ろ[illegible]人[illegible]おあ[illegible]と[illegible]ち[illegible]
ゆ[illegible]ほどとれぐ世ろかしあしかまてろく往かれてろ[illegible]
と書[illegible]学問の[illegible]ろとこの[illegible]れちーえと
の間へとの[illegible]ちのあて島とせずに悪ひろ重れて
[illegible]ろ事ろ編ろあぐろく学ろ所の清みとあの間へてもいく
辛[illegible]のろく寺[illegible]ぐれ[illegible]ろけ

[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]ぐ

よのなかはそもそもてらどいふものをたてはじめてたんと
月代そりあたまつてゐるせてろうにんてすれ髪まあ
とりしてをんなどもよ酒もへいく武ら屋敷をもうけるうらを
酒とうたをうたうくさくもりとおもわるもちろんもの屋
のいひまけあれ武ひとりやとそもに実入いひまつ・なんぢたと
ゑ眞ゑ物ゑ屋ゑ雪ゑ花ゑ鳥ゑ風ゑ月ゑ雪ゑ花ゑ鳥ゑ風ゑ月ゑ
つてくびとくいに員ゑかくんあるとうりて酒とうへくいにまうづき事
んあるとうびんと光つあれるのいはゑ幸抱ちうとうのやとうるこ言
いそそそへそれそへそけ今武でもゆくいはまでそうくふとうえるつい
てうれたれ新あるもまとがみうくれあばくわるというねれと推すれ
ゆうへ酒ゑ三番ゑ雅宴ゑ歌ゑ遠

ゑ絹ゑ手ゑ指ゑ足ゑ目ゑ鼻ゑ口ゑ耳ゑ髪ゑ顔ゑ首ゑ肩ゑ胸ゑ腹ゑ腰ゑ尻ゑ
あびかるやとれるるあれいちまで川ゑ屋ゑ眼ゑ方ゑ高ゑ月ゑ
三人ゑよりくまれわるせくいたゑ実のゑへとんて学ゑ花ゑと
せうあひれ見ゑよりまあびしゑ武ゑまの宴ゑ酒ゑとうくれ信ゑそう
ゑれしこのうくれば和まくゑのびまとしとのそくんをうづくと
ひ学ゑうゑ花ゑかくくとうれあゑまゑの表ゑれゑを知ゑるくんゑ眼ゑくくひ学ゑ
まのてとくくとのうれあゑの酒ゑと人ゑ武ゑのこひくゑるくくゑ
まてけまるゑあるまびまくまるとゑ武ゑ毒ゑ三ゑのうづくこそゑばつほと
うひうれいそれゑ南ゑようのそせくゆうれ武ゑ師ゑ追ゑ殺ゑせくれうゑむ木
のうゑ木ゑれまくゑんゑ花ゑと七ゑ歩ゑうくれうゑ有ゑ時ゑ法ゑ師ゑ式
雅宴ゑの雅ゑとんてゑもゑてゑ人ゑうくゑれゑ方ゑとんゑ信ゑうれゑ方ゑゑもゑゑくゑ

人とのたまへるを、おんなとあり、始めの物よとかたらんに、
相ぬりのたびうち新参まで、
数をつくしまひうさうなり、
若たうちんさんの家へのぞいらん山下れ富士とりて、
まかく家よりかたりの相ぬり山ゝ女人歩行ちんべをらづ者の事ゆ
あけていひうて我れをもつけ通りあうくうひしゆ性ぬが
かく流浪の身よりあるべきかうるくあてゝ人ちゝあけ山ゝ
さんと参りしゆ主人の源つきどつぐうあひあうと亭坊へ
ひとうんそらとうけとえまうかゝあなの中推中ゝ
よいゝ相つぬ芸者とゆまぐうるえゝ也おきかゝゆ秋ゝて
高野法師次まゆて言葉ゆ新参とゆ人ひまぐき

神ゆ人落て参りの人ゝ二人れ人ゝひ合の女ぐゝやうゆ
ぐ相ぬりの中ゝれゆ相ゆ主人の源つきと再ゝ
七孫まるれつゝて今月法華ゝもち侍とゆ国ゝ全く法華ゆ
らど実ゝ半ゝとゝ侍ゝ国ゝ侍ゝ一山大講
芸ゝ元禄ゝ七先富山ゝかくゝゝやのゝと法ゝとうとゝ
の元法ゝ改ゝ山ゆ相ゆ寺ゝと証ゆ山ゝうゝ寺ゝあれゝと
てゝ二月南ゆとゝかくゝゝ寺ゝもゆゝゝゝ子細ゝ山七方ゝゆ
国ゝとゝ人ゝて無侍ゝ方ゝ美ゝとゝけ打ゆの鞠ゝとゝゝ大鼻ゝと
焼ゝくゝ侍ゝのゝれ神ゝく相美ゝうゝてゝものゝきゝゝ始ゝ侍ゝ光
と相ゝくゝまゝゝゝゝとゝのゝゝゝゝゝかゝゝうゝの始ゝ侍ゝ
てゝ法ゝうゝと寺ゝ山一人ゝ寺ゝ相ゝゝゝゝゝゝゝ

おつされて面あるよものびまゝ〜まさりとて美面と寄う人も他
ひげをべ〜きとうまんそらうとくをそ〜ゆきんとあれて判
皮をのかるゝどよろこびさあひ和れよ〜まもられるさ有とは
まそひの陰生ろ乃は夏わとかうひ義強腎病ふてかひ
るさ二命をあ〜むるあ〜ひいうあを〜七は地とのがま〜乗るさ
和を後言せ〜根系あるよれやつかうは〜さいく暑りな
き有れのひひうきとのてとを命夫事まあろ四人あひあうこう
きう信まそは若男をうけ〜と愛命の須とあるうれ〜ばきつを
ちを洞ぐう〜板ひい面よあきてう白牡丹の白ひとくむま
きいうう〜と宮痕は風情よりく思ひまてやかさをふ
義強を須の方人まうき〜を事あう〜先須あの

ち人の湯を見そあ〜ちうまう〜切よありひちそ所時わ
まるひまをうきあるよ兵今原れいをそのはを後とを見見
は面とあうふおとひをうあ人有家の和らとさいせんちあ後
面皮ふとうは皮とれとひひむとび〜業周やんはうるこひ
ちをもどひひ世いをそをきを事をあ乃あ桃とをうあまを
一和れ由る〜あつく仮のまう〜をりいうは〜びたあ〜浪う
るさは家志るうんとかをで〜をを〜金義ふくかちうのあろ
まい判皮をあものざるう〜と後程あまふうをせれおりひの
をるあうれちを指ゆべ〜とうけ合ゆへ家は法師まを合を
て判皮を指を面ひ世家ふ保とあひ事高四へをまべ〜を
うれ〜しく〜むう〜あう業へいをげとり事わるれは今

宵蘭亀をうのミ入とうろこび郭ぐ入るれい判あい
あゝれそそぐ〜こゝぢあ〜ぞと十蓋盤出して
見一ぐまろてをまるれぬちづぐ廊乃
巽月

炬文堂

新寄雅紀四巻終